

## 飼料の暫定許容値見直しによる牧草の利用自粛について

### 1 牧草の利用自粛について

平成24年2月3日付けで牛用飼料の暫定許容値が100Bq/kgに引き下げられたことを受け、平成23年産保管牧草及び平成24年産牧草の利用の可否を検討し、下記の地域においては利用の自粛が必要と判断し、関係市町・団体に通知しました。

#### 平成23年産保管牧草及び平成24年産牧草の利用自粛要請地域

##### 大河原地域

白石市，角田市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町

##### 栗原地域

栗原市

### 2 利用自粛が必要と判断した理由

平成23年に実施した牧草モニタリング調査において、最終1ヶ月間の平均値が新暫定許容値を上回っていることから、平成23年産の保管牧草は新暫定許容値を上回り、平成24年産牧草も上回ることが確実と見込まれる。

### 3 今後の対応

#### (1) 代替粗飼料の確保

- ・生産者団体へ代替粗飼料の円滑な供給を要請。
- ・国へ代替飼料確保支援事業の継続実施を要請。
- ・社団法人宮城県農業公社へ稲発酵粗飼料の供給について協力を依頼。
- ・生産者に対し草地除染（反転耕・耕起）作業後に1年生牧草や夏作飼料作物の作付けを誘導。

#### (2) 草地の除染

- ・国・県事業を活用し除染を進める。
- ・放射性物質汚染対処特措法に基づく除染計画策定市町では、除染計画に永年性草地の除染を位置づけるよう要請。

#### (3) 自粛牧草の処理

国の通知では、放射性セシウムが8,000Bq/kg以下のものは、ほ場に還元できるとされているが、この方法による処理はほとんど行われていない。

平成24年1月から本格施行された放射性物質汚染対処特措法では、既存の焼却施設を活用しているが、健康への不安等から住民の理解を得られず、市町村で放射性廃棄物の焼却を行うことは困難な状況。

このような状況から、自粛により利用できない牧草の処理については、生産者が実施可能な処理方法、市町村が受け入れ可能な処理方法を早急に示すよう国に強く求める。

### 4 その他

上記の10市町以外の地域については、データを収集し利用自粛が必要かどうか判断する。

【参考】

■ 飼料の暫定許容値

新許容値：100 Bq/kg，例外規定なし

(旧許容値：300 Bq/kg，例外的に繁殖牛や育成牛は3,000Bq/kg)

■ 平成23年度牧草モニタリング結果（最終1ヶ月間の平均値）

地域名	地区名	市町村名	平均値 (判断値)	採取日	採取日	採取日
				測定値	測定値	測定値
大河原	丸森町(筆甫地区)	丸森町	93 Bq/kg	7月27日	7月19日	7月13日
				65 Bq/kg	114 Bq/kg	100 Bq/kg
	丸森町(筆甫地区以外)	丸森町	51 Bq/kg	7月5・6日	6月28・29日	6月20・21日
				26 Bq/kg	25 Bq/kg	13 Bq/kg
	大河原(丸森地区除く)	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田 町, 柴田町, 川崎町	168 Bq/kg	6月14・15日	6月7・8日	6月1・2日
				247 Bq/kg	98 Bq/kg	207 Bq/kg
栗原	栗原市栗駒の一部 (栗駒地区, 岩ヶ崎地区, 鳥矢崎地 区中野・鳥沢, 文字地区, 尾松地区 稲屋敷)	栗原市	127 Bq/kg	9月14日	9月6・7日	8月31日
				69 Bq/kg	172 Bq/kg	249 Bq/kg
	栗原市金成・栗駒の一部 (鳥矢崎地区(中野・鳥沢を除く), 尾 松地区(稲屋敷を除く), 姫松地区,)	栗原市	23 Bq/kg	7月5・6日	6月28・29日	6月20・21日
				4 Bq/kg	6 Bq/kg	25 Bq/kg
	栗原南部	栗原市	29 Bq/kg	9月6・7日		
				29 Bq/kg		

■ 平成23年産保管牧草及び平成24年産牧草の利用の可否判断フロー

